

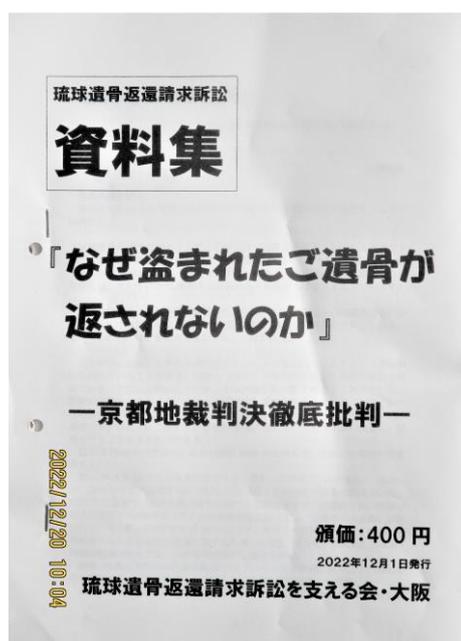
12月1日に琉球遺骨返還訴訟控訴審第2回口頭弁論が開かれる

大阪高裁に舞台を移した琉球人遺骨返還請求訴訟控訴審の第2回口頭弁論が、2022年12月1日に開かれた。この日は、弁護団の各弁護士が第1及び第2準備書面に基づいてその要旨を述べた。また太田好信、上村英明、池田光穂、友永雄吾4氏の『意見書』を提出、松島泰勝・原告団団長（龍谷大学教授）が代表意見陳述をおこなった。

第2回口頭弁論を前にして、11月24日、「琉球遺骨返還請求訴訟を支える会・大阪（以下、支える会・大阪）」は、学習講演会「なぜ盗まれたご遺骨が返されないのか—大阪高裁控訴審の勝利に向けて—」を開いた。松島原告団団長と丹羽雅雄・弁護団団長より講演を受け、第2回口頭弁論に向けて学習を深める集会となった。

なお「支える会・大阪」は、『資料集 なぜ盗まれたご遺骨が返されないのか—京都地裁判決徹底批判—』（400円）を発刊した。残部ごく少数あるので学習のためにご一読のほどを。希望者は表記のアドレスまで。

毎回触れているが、以下の第1及び第2準備書面は裁判特有の専門用語ではなく、理解しやすいように日常使用している用語に筆者が意識してレポートしている。



『資料集 なぜ盗まれたご遺骨が返されないのか』

A. 第1準備書面

■ 閲覧申請に対する拒否回答について

京大は原告・亀谷、玉城による閲覧拒否理由を“研究・教育を目的としたものでないため、閲覧には応じられない”と答えた。京大が述べているのは研究至上主義の枠組みでしか遺骨を見ようとしらないもので、この一点を持ってしても京都地裁判決は京大の占有・保管態様についての評価を完全に見誤っている。

原告・松島による閲覧拒否理由については、“閲覧申請の対象資料は、特に脆

弱性が高く取扱に注意を要する。そのため許否判断においては、閲覧の目的・研究計画・必要性、閲覧者の熟達度、研究実績等を考慮して判断する。以上の観点から閲覧には応じられない”と回答した。

この裁判の遺骨を含む、いわゆる清野コレクションの中には、約 3000 年前に岡山県・津雲貝塚周辺から発見された人骨資料もある。この人骨資料を取り扱っている様子を撮影した映像を書証として提出している。この人骨を触りながら紹介、解説している人物こそ、京都大学大学院理学研究科教授であり、日本人類学会会長の中務真人氏である。

同氏が手袋など特段の準備もなく腕時計も付けたまま骨盤や大腿骨を素手で取り扱っている様子を目の当たりにする限り、人骨資料が特に脆弱性が高いとは見受けられず、特別の熟達度が求められるとも窺えない。

自ら杜撰かつ無造作に人骨を取り扱う一方、「遺骨」として閲覧を求める原告らに対しては、自らも遵守しないような制限や規制などを課し、閲覧を拒絶することは背理である。

京大に納得できる説明と説明内容を確認できる資料の開示を求める。

■引取人について

1929 年 1 月 26 日付『琉球新報』に「この骸骨のうちには市町村の了解を得て無縁塚から救い上げられた無縁佛も居り、引取人があれば、何時でも京都から『御返り遊ばす』様な仕掛けになってゐる。」と京都帝国大学が述べたとの記事が掲載されている。「無縁墓」に吊われていた人骨・無縁佛を収集し持ち帰るが、将来引取人が現れることを条件として、直ちに遺骨を返還すると言っているわけである。

この『琉球新報』記事にある「引取人」に原告・亀谷、玉城は該当するのか。「大阪市立斎場保管遺骨取扱要綱」を例に考察する。要綱では「引取人」は「祭祀継承者」である必要も「遺骨の所有者」である必要もない。法概念とは全く異なる存在であるとしているから、原告・亀谷、玉城は「引取人」に該当する。

亀谷、玉城による裁判所を通した返還請求行為は、遺骨の引取の意思表示であるから、京大はこの申し出を受けて、「京都から」琉球・沖縄へ遺骨が「御返り遊ばす様」対応しなければならない。

B. 第 2 準備書面

■太田好信(九州大学名誉教授)意見書(要旨)

—原判決「付言」等の内容に誤りがある—

1990 年に成立した「アメリカ先住民墓地保全返還法 (Native American Graves Protection and Repatriation Act NAGPRA)」(注 1) は人権に関する法律である。研究優先という名のもとに非人道的研究がおこなわれた過去へ

の反省から説明責任や研究倫理という考えが生まれた。説明責任や研究倫理は、今では研究と相反するわけではなく、研究の前提条件になっている。

NAGPRA の成立によって、ミュージアムと先住民との間での協議において、これまで啓蒙を自らの社会的責務として、未来に向けた「知の管理者」という立場を堅持してきたミュージアムに反省を促す結果を生んだ。

NAGPRA は、先住民たちが長い間正義を求めて闘争してきた歴史を踏まえ、アメリカ史を過去の延長ではない、異なった未来へと切り替える作用がある。

(注1) NAGPRA については、筆者の論文『琉球人遺骨返還請求訴訟で問われているもの』－『東アジア共同体・沖縄（琉球）研究第5号』所収－に詳しい。「東アジア共同体・沖縄（琉球）研究会」のブログで全文を読むことができる。

一審判決は「付言」(注2)として、**㉑**先祖の遺骨を祀りたいという原告らの心情と**㉒**日本人類学会ら利害関係を有する団体などの研究要請を、対立構造として捉え、これらを天秤にかけて付言してしまったところに誤りがある。

そして、京大側はその付言を検討するに「値しない」としている。

(注2)「付言」とは、一審判決で「なお、付言するに」として次のように述べていることを指している。

沖縄地方における伝統的な葬送文化等に鑑みれば、原告らが琉球民族として祖先の遺骨を百按司墓に安置して祀りたいという心情には汲むべきものがある。しかしながら、第一尚氏系統を祖先とする門中ないし第一尚氏系統の子孫とされる者は相当多数存在し、本件遺骨を信

者は原告らに限らない。また、本件遺骨は、信仰の対象としてのみならず、



太田好信氏(左)と池田光穂氏(右)(報告集会にて)



公判後の報告集会

学術的、文化的にも貴重な資料としての性質を有していることは否定できず、百按司墓を文化財として管理する今帰仁村教育委員会から、本件遺骨の返還について協議の要請がされる一方、日本人類学会からは、本件遺骨を含む琉球人の人骨についての学術調査を継続することを要望する書面が出されるなど、本件遺骨について利害関心を有する個人ないし団体は、子孫ら以外にも複数存在することが窺われる。これらを勘案すれば、本件遺骨の処遇については、原告らと被告との間のみで解決できる問題ではなく、関係諸機関を交え、返還の是非及び返還する場合の手順、時期、受入機関等を協議することにより、解決に向けた環境整備が図られるべきものである。このような環境が整わない状況下で、本件遺骨について子孫ないし追慕者らによる個別の権利行使を認めた場合には、本件遺骨をめぐる権利関係をいたずらに複雑化させ、後発の紛争を誘発してその帰趨が定まらない状態を作出することになりかねず、祖先の霊を安らかに祀りたいとする原告らの期待にも反する結果となる。

■上村英明(恵泉女学園大学名誉教授)鑑定意見書(要旨)

一京大による遺骨占有の是認は先住民族の慣習法の否定である一

国際人権法により、先住民族は遺骨返還請求権を有している。国際人権法とは、すべての国により、すべての人に対して保障されるべき人権保障の国際水準であり、各締約国はこれに拘束される。

1966年採択の自由権規約に、すべての人の自己決定権、先住民族の「自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践しまたは自己の言語を使用する権利」が保障された。その後、1993年ウィーン宣言、2001年ダーバン会議「宣言および行動計画」を経て、2007年先住民族権利宣言に結実した。

先住民族の権利は、ほとんどの場合、植民地化以前から存在していた慣習法により規定されている。これが先住民族の権利確定の土台となっている。先住民族権利宣言には、自らの慣習法を維持するのみならず、発展させる権利も保障されている。先住民族の権利保障にあたっては、成文法のみならず慣習法の検討が不可欠であるが、京都地裁判決にはこれが欠如している。

1879年に琉球王国が軍事力により解体され、植民地として併合される以前、琉球王国は、独自の統治システム、土地制度、税制、文化、言語、宗教を持ち、外国と条約を締結して貿易をおこなう独立国家であった。墓地には先祖代々の遺骨があり、そこに先祖代々の魂が神となって宿り、遺骨自体が神となり、拝みの対象となるというのが、琉球民族の独特な信仰、葬送方法であるばかりか、琉球民族の精神文化の基底、琉球民族の死生観の根幹をもなしており、墓地に遺骨があるということは、琉球の社会秩序の重要な大前提であった。

京都地裁判決は、金関、三宅による遺骨収集の歴史的・社会的背景に関する認識が欠けており、「慣習法」に対する認識、その検証に欠けている。

■池田光穂(大阪大学名誉教授)意見書(要旨)

(1) 人権の問題

このおよそ 20 年間の世界の遺骨返還報道を調べれば、遺骨の返還には、

- 1) 遺骨が元あった所から持ち出された行為の理由、植民地主義を含む歴史的背景
- 2) 標本化された後どのような状態で保管されてきたのか、どのような研究に供されてきたのか
- 3) 過去の研究者が遺骨を研究材料として利用したことへの政府、大学・研究機関の謝罪



4 人の原告と丹羽弁護団団長(右端)

この 3 つの説明責任が返還側にある。遺骨返還は人間の普遍的尊厳すなわち人権の問題だからである。

(2) 「世界的潮流」

遺骨と副葬品の運動のクライマックスは 1990 年の「アメリカ先住民墓地保全返還法 (NAGPRA)」の制定である。

一方、日本の現状は問題を含んでいる。民法上の「祭祀継承者」の権利という概念だけで裁判所が判断するのは、先住民の先住権や、集団で遺骨を埋葬儀礼するという民族的慣行と心情を踏みにじる法の瑕疵である。

(3) 提案—以下の 3 条件を満たすことが必要である。

①今日の研究倫理原則に照らして反・非倫理的な経緯で採取されたことが明らかかなものは、ただちに所有者に返還する義務がある。

あらゆる人道的犯罪に時効がないように、「盗骨」した時点においてすら研究倫理遵守の必要性がある。

②今日の研究倫理原則に照らして反倫理的な経緯があると疑念されるものは、その疑念が晴れるまで、いかなる研究にも使えないと認識すべきである。

③その重要な原則は先住民(当事者)ファーストの考え方を遵守すべきである。

(4) 結論

- (a) 百按司墓の遺骨を慰霊の対象にしている人びとの尊厳が毀損されている。
- (b) 学知の植民地主義が未だに継続している。
- (c) (京大と沖縄県立埋蔵文化財センターにある) 百按司墓由来の遺骨は不当に持ち出されたものなので、元の場所に復帰させることが倫理的に適正である。
- (d) ヒト由来の研究資料を使うには所有者あるいはその権利を保有する者から

のインフォームド・コンセントが不可欠である。

■友永雄吾(龍谷大学准教授)鑑定意見書(要旨)

—植民地支配の清算としての遺骨等返還の国際的な潮流—



4人の弁護士と松島原告団団長(左端)

植民地主義下では、神の子である大和民族と、アイヌ民族、琉球民族、朝鮮、台湾、その他の占領地の民族との間に優劣があるという民族観を「科学的に証明」するために人種学が利用された。世界的にも18世紀後半以降、ネイティブアメリカン、オーストラリアのアボリジニ、ニュー

ジーランドのマオリなどの「人骨」が略奪されていった。遺骨収集の手法は偶然の発見から意図的な発掘、オークション、売買、殺害現場からの収集、紛争地の遺体から頭蓋を切断するなど、民族観に優劣があるというダブルスタンダードの下でこそ収集が容易になった。

遺骨の収集は、土地の収奪、文化遺産の略奪と並び、植民地主義下でおこなわれた大規模な人権侵害行為であり、これらの返還は植民地時代の不正義の清算の重要な要素とされている。

世界的には、国家の側においても遺骨収集は植民地主義の負の遺産であるとの認識の下、そこからの真の脱却と被害回復を目指して、国内的には先住民族コミュニティへの遺骨返還を進め、対外的にも先住民族による遺骨返還請求権行使を後押しするのが潮流となっている。

C. 松島泰勝 代表意見陳述 (要旨)

京大、日本人類学会などは琉球人遺骨を「人骨」と呼び、研究対象として認識しています。他方、原告らはそれを遺骨、骨神、信仰の対象として考えています。京都地裁判決は、人の骨に関する認識が全く異なり、対話にも応じないこれらの研究教育機関を利害関係者と認め、原告との協議を求めており、全く不当な判決であるといえます。

2019年7月、私は、国連欧州本部において開催された「国連先住民族の権利に関する専門家機構(EMRIP)」の会議に参加しました。各報告で印象的だったのは、多くの先住民族は「先住民族の権利に関する国連宣言(UNDRIP)」を「われわれの法律」と呼び、同法を根拠にして先住権を回復していることでし

た。またユネスコなどの国連機関や各国政府代表も同法を基準にして、国内の先住民政策を実施していました。同法を無視した京都地裁判決は、こうした国際的な潮流から大きく乖離しており、遺骨返還権という琉球先住民族の人権を毀損するものでしかありません。

2022年11月3日、国連自由権規約委員会は次のような総括所見を採択しました。「琉球先住民族とその権利に関する認識の欠如、沖縄人コミュニティが自分たちに影響を与える政策に自由意志に基づき、事前に十分な情報が与えられた上で参加する権利、伝統的な土地と自然資源に対する権利、自らの言語を子どもたちに教育する権利が否定されている」と。

今年10月30日から11月3日まで、第7回世界のウチナーンチュ大会が沖縄県で開催されました。現在、世界各国に約42万人の琉球民族が住んでおり、5年に1度、琉球に「里帰り」するイベントが同大会であり、今年は約3千人が参加しました（注3）。

私は仲間とともに、前夜祭に琉球先住民族として国際通りでのパレードに参加し、世界のウチナーンチュとも交流しました。その際、『わったーや琉球先住民族やいびーん！琉球この人びとの海、空、土地、命、誇り、尊厳を守りたい。＜国連の先住民族権利＞は琉球弧の現状を解決する鍵である！』と題する英語、ポルトガル語、スペイン語、日本語で記載されたリーフレットを配布しました。



国際通りのパレードに琉装で参加した松島原告団団長

10月29日には、浦添市でアイルランド、ハワイ、米国ニュージャージー州、日本に住む琉球先住民族が、国際法、国内法から考えて琉球人遺骨の盗掘や保管が違法であることを議論するシンポジウムが開催され、世界のウチナーンチュにも琉球人遺骨盗掘問題が広く共有されました。

1854年にペリーが琉球国から持ち出した琉球人遺骨がペンシルベニア大学の博物館に保管されていますが、ハワイの先住民族や琉球民族と協力しながらその返還を進めています。

国連、国際的組織においても琉球人遺骨返還が重要な懸案事項として認識されています。裁判官におかれては、日本が国際的な人権水準に大きく遅れをとらない、先進的な判決を出して下さいますようお願い申し上げます。

（注3）第7回世界のウチナーンチュ大会については、前号の『沖縄通信 第166号』でレポートしている。

**次回(2月9日)、第3回口頭弁論は最大の正念場となるだろう。
大阪高裁を圧倒的に埋め尽くそう。ご参集ください**

この裁判は大島眞一裁判長が担当しているが、彼は2023年9月11日に65歳となり定年退官する。判事には民間会社や教員のように雇用延長や再任用制度がない。もともと控訴審は第一審判決に誤りがあるか否かを(だけ)審理する法廷で、長期間おこなうことは想定されていない。それ故、この裁判は大島裁判長が判決を言い渡すことになるのだろう。

こう考えてみると、定年退官まで多くの時間は残されていないのである。次回第3回が2月9日、その次の第4回で結審、第5回で判決という日程を組まなければ定年退官までに間に合わない。自ずと第4回は4月か5月、第5回(判決)は7月となるのではなかろうか。

次回(2月9日)は、

- 原告の第1及び第2準備書面に対する京大からの反論書提出
 - 裁判所が京大博物館を現地調査するか否かの判断
- を示す最大の正念場となるだろう。

裁判所が京大博物館に現地調査をすれば、それは第3回以降第4回の間となるだろう。そして第4回(4月か5月?)で、原告側からの再反論書が提出され結審となるのではないか。

以上述べたことは、裁判に関して門外漢の筆者が独断で考えたことなので状況認識が間違っていた場合はお許しのほどを。

いずれにせよ2月9日の次回(第3回)が大きな山場であることに間違いなく、当日は午後2時30分開廷なので、傍聴券の抽選のため午後1時には大阪地裁中央玄関前にご参集ください!